

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：令和4年3月1日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 令和4年3月1日（火）
午前10時30分から午前11時50分まで
- 2 開催場所 東海村役場401会議室
- 3 会議に付議した事件
議案第1号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第2号 令和4年3月における選挙人名簿への登録について
議案第3号 在外選挙人名簿の登録について
議案第4号 在外選挙人証の記載事項の変更について
議案第5号 令和4年3月における選挙人名簿の調製について
議案第6号 直接請求の法定数の告示について
- 4 出席委員は次のとおりである。（4名）
委員長 大友 捷夫 委員長職務代理者 伊藤 究
委 員 水島 通保 委 員 久賀 洋子
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 大内 克彦 書記長補佐 須藤 博
書 記 星野 直
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議題及び議事の大要は次のとおりである。

開会 午前 10 時 30 分

○大友委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○大友委員長 本日の議案は、令和4年3月の定時登録に係るもの4件、在外選挙人名簿の登録に係るもの1件、在外選挙人証の記載事項の変更に係るもの1件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第1号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第1号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○大友委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第1号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第1号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第2号 令和4年3月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○**星野書記** 議案第２号は、公職選挙法第２２条第１項の規定により令和４年３月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は令和４年３月１日、登録日は令和４年３月１日、登録資格要件としては、（１）住所移転者が、令和３年１２月１日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き３箇月以上住民基本台帳に記載されている者。（２）年齢満１８年以上の者が、平成１６年３月２日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○**大友委員長** （別冊を回覧後）ただ今、「議案第２号 令和４年３月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○**大友委員長** 議案第２号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○**大友委員長** 議案第２号は、原案のとおり可決されました。

○**大友委員長** 続いて、「議案第３号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○**星野書記** 議案第３号は、公職選挙法第３０条の６第２項の規定により別紙の者（記載略）を在外選挙人名簿に登録するものです。

○**大友委員長** （別紙を回覧後）ただ今、「議案第３号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第3号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第4号 在外選挙人証の記載事項の変更について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第4号は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の7第2項の規定により別紙のとおり（記載略）在外選挙人証の記載事項を変更するものです。

○大友委員長 （別紙を回覧後）ただ今、「議案第4号 在外選挙人証の記載事項の変更について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第4号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第5号 令和4年3月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第5号は、公職選挙法第19条第2項の規定により令和4年3月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回令和3年12月の定時登録者数31,613名から8名減の3

1, 605名となりました。8名減の根拠といたしましては、抹消者数が327名、新規登録者数が215名、新有権者数が104名となっています。

○大友委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第5号 令和4年3月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第5号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第6号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第6号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙(記載略)のとおり行うものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第6号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第6号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 本日の付議議案は以上ですが、事務局から他に何か報告等があ

ればお願いします。

○須藤書記 期日前投票所の試験的な増設の取組み検討について、資料（記載略）に基づいて説明。

○大友委員 令和４年に予定されている茨城県議会議員一般選挙で、試験的に期日前投票所を増設すること及び基本的な方向性については了承とします。設置場所の選定については、継続審議としますので、次回以降の選挙管理委員会で報告してください。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前１１時５０分